

教育課程

1 教育理念・目的

本校は、人にやさしい看護活動ができ、進展する医療や社会のニーズに対応できる人材を育成し、地域住民の健康と福祉に寄与することのできる意識の高い看護実践者の育成を目的とする。

教育の方針としては、初学者の学生が理論と実践の一貫性をもって学べるようにナイチンゲールの看護の考え方を土台とする科学的看護論を取り入れ、人々のもてる力を引き出し、生活過程を整えることができるように教育を実践する。

教師は学生一人ひとりの個性を大切にしながらもてる力を発揮できるように働きかける。そうすることで教師と学生との信頼関係が築け、学生はすべての人々を大切に思い、手を差し伸べることができるような温かな心を育てることができる。さらに、将来専門職業人としての自覚や責任のもとに社会に貢献できる人材として育成される。

2 教育目標

- (1) すべての人はヒトから人間へのプロセスを歩んでいるという人間の見つめ方を理解し、生命の尊厳を守り、自己のもてる力を差し出せる温かな心を伸ばす。
- (2) 生活のなかで、コミュニケーション能力と自己のセルフケア能力を高め、その人の心に働きかけセルフケア能力を高める看護実践ができるための知識と技術を身につける。
- (3) あらゆる健康状態の人々に対して、科学的根拠に基づいて看護判断し、問題解決できる基本的能力を育む。
- (4) 保健・医療・福祉のしくみを総合的に理解し、看護の役割を認識してチームで協働できる能力を育む。
- (5) 地域で生活する人々の自然や環境、生活を理解して、主体的に対応できる能力を育む。
- (6) 専門職業人として倫理的行動を遵守し、主体的な学習態度や研究的態度を養い、生涯にわたり自己研鑽できる能力を育む。

3 卒業生像

- (1) 自己のセルフケア能力を向上できる。
- (2) 人と人との関わりの中で豊かな人間性を育み、コミュニケーション能力が発揮でき、その人の心に働きかけることができる。
- (3) 地域や社会に関心をもち自己の力を差し出すことができる。
- (4) 個別な看護の必要性を察知し、科学的根拠に基づいた個別看護を展開できる。
- (5) 看護に必要な技術を安全・安楽にその人を尊重して実践できる。
- (6) 看護の専門職としてチームで協働できる。
- (7) 人としてまた専門職業人として自覚をもち、倫理にかなった行動がとれる。
- (8) 生涯にわたり自己研鑽と自律性が発揮できる。

4 看護の主要概念

「看護」

- ・看護は、生命力の消耗を最小にするよう生活過程を整えることである。
- ・看護実践は、看護する目的意識をもった看護師（人間）が対象とした人間に看護上の問題を発見し、それらの解決の方向性を探り、より健康的な生活を創り出す手段を選びながら関わっていく過程である。
- ・看護には、「自分自身は、決して感じたことのない他人の感情のただ中へ自己を投入する能力」、「感じる力」、「考える力」、「表現する力」を必要とする。

「人間」

- ・人間は‘よく生まれ・よく育まれ・よく働かせる’ようにつくられている。
- ・人間としての共通性としての生物体の側面と生活の中でつくられる生活体の側面をもつ。
- ・個々の人間は、生物体と生活体の統一体である。
- ・認識をもつ有機体が社会関係の中で互いにつくりつくられる諸過程の統一体である。
 - * 認識とは、脳細胞の生理面・精神面の二重のはたらきのうち、像として形成される精神面の活動を指す。
- ・人間の生存・生活の基盤は、自然界である。
- ・人間は、自然をつくりかえて生活様式を創りだしている。

「健康」

- ・健康とは、人間がその生活過程においてもてる力を最大限に活用し得ている状態を指す。
- ・健康障害とは、統一体の調和を保つはたらき（ホメオダイナミクス）が乱されて自力で調和をとりもどすことが困難になった状態（回復過程）をいう。

「生活」

- ・人間が自己の脳に支配されて他の人間と直接的・間接的な社会関係を維持しつつ営む生存過程そのものをいう。
- ・人間の生活には、愛と目標が必要である。

5 教育課程の考え方

本校のカリキュラムは、教育理念に基づく教育目標を達成するため、学生が教育課程の各段階における学習課題を、看護学の全体像の中に位置づけて、より効果的な学習ができるように、人間と人間生活を基盤にして基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び統合分野の教育内容を関連させるように編成した。

人間は、「人間社会の中に育ちながら、生活をしている」生物である。看護は、その人間が健康的な人生を全うできるように、自らの力を差し出す仕事である。ひとり一人の人間の生命や生活を支えるためには、「生命を守る力」「生命力を高める力」「その人の心に働きかけて健康的な生活を支える力」「一人ひとりがセルフケアの能力を高め、より豊かな成長への課題を見出すように働きかける力」などの専門的な能力が必要である。以上の考えに基づき教育課程を編成する。

基礎分野、専門基礎分野は、看護を実践するための土台となる知識を得るための授業科目とする。

基礎分野では、人間は社会の中で生まれ、育まれ、生活する存在であると理解するとともに、あらゆる看護の状況に対応できる判断能力を養い、科学的なものの見方・考え方を修得するための授業科目を設定した。また、国際社会の中で異文化の人たちを理解し、人間関係を形成できるように文化人類学、英語、英会話の授業を設定した。

専門基礎分野では、看護学を理解するための基礎として位置づける。看護に必要な人間の構造と機能、おもな病態のメカニズムと診断・治療に関する基礎的な知識を理解する。また、健康や生活を支えている社会保障制度や保健医療制度の仕組みを理解し、保健医療福祉メンバーと協働し、看護師としての役割を果たすための基礎的な知識を学ぶ。

専門分野Ⅰでは、看護の歴史、概念、倫理などの全体像と保健医療における看護役割について看護学概論で教授し、その上で科学的看護論に基づいた看護の考え方と看護を展開する方法を看護学原論で学ぶ。また、紙上患者での看護過程の展開の実際を看護過程展開の方法で教授する。

看護技術は、卒業時の到達度を踏まえ、専門分野Ⅱとあわせて到達できるようにする。看護技術は、患者の条件を設定し、その中で原理・原則に基づいた技術を修得できるように教育する。また、看護技術の実践過程の中で患者の観察をし、判断し、報告すること、患者とコミュニケーションを図ることも含めて教授する。

あらゆる看護場面で必要となるコミュニケーションの技術、健康障害をもつ対象を把握し、アセスメントする力を修得するフィジカルアセスメントも授業科目として設定する。

専門分野Ⅱでは、ライフサイクルにおける各発達段階の人々の特性と健康を守るための保健活動の実際、各ライフサイクルに特徴的な健康障害に対する看護を教育内容とする。

成人看護学では、おとなとして、生活者としての成人の特徴、発達課題や健康問題の特徴を理解する。また、対象の健康上の問題をセルフケアの視点からとらえ、経過・健康レベルに応じた支援を教育内容とする。

老年看護学は、対象となる高齢者の加齢による心身の変化と対象を取り巻く環境について理解を深め、加齢変化を踏まえて、対象の健康維持増進、健康管理、日常生活の援助方法を教育内容とする。

小児看護学は、「人間は、家族の中に生まれ、育まれ、自立していく存在である」と捉え、変化する社会の中で、こどもの成長発達を促すためのこどもと家族への支援の実際を理解し、小児看護の役割を学ぶ。また、健康障害をもつこどもと家族に健康回復に向けた看護ができ、さらにこれまでの生活を振り返り、健康的な生活への視点がもてるような看護を教育内容とする。

母性看護学は、母性とは何か、親となることの意味、ヒトの生命の尊さについて考え、対象である女性各期の特徴と女性に寄り添う看護、妊娠・出産・育児期の母子とその家族の健康生活を支える看護方法を教育内容とする。

精神看護学は、ノーマライゼーションに基づき、全てのライフサイクルにおける人々が抱える心身の不調や生活上の問題を把握し、社会に参加しながら自分らしく生活するための支援方法を教育内容とする。

統合分野の看護の統合と実践では、臨床で起こりうる場面に対応できるように、専門

分野Ⅰ、専門分野Ⅱで学んだ看護技術を対象の状況に応じて計画、実践、評価し、よりよい看護実践に向けて学ぶことができるようにする。また、臨床で起こりうる場面に対応する中で、専門職業人としての自覚や責任感を育む。

在宅看護論では、地域に生活しながら療養している人々とその家族を理解し、対象が望む生活の質を維持・向上させることを目的とした看護の基礎を教授する。

災害看護と国際看護では、施設内看護から視野を広げ、災害時の看護の考え方と技術、国際看護の考え方を学び、卒業後に発展していけるようにする。

看護研究の基礎は、看護研究に必要な基礎的知識を学び、さらに自己の看護実践を振り返り、よりよい看護を考察、レポート作成、発表体験をする。

教科外活動として、地域探訪により地域で生活する人々への関心と理解を深め、保健・医療・福祉に関する施設見学により、看護活動の実際の理解をはかり、学習への動機づけとした。また、主体的に学習する意欲を引き出すよう、行事や学生間の交流の機会を設けた。さらに3年間を通じて、自己の力をさしだすことの大切さを認識するためのボランティア活動や特別講義を設定する。

6 授業内容（資料1）

1) 授業科目一覧

2) シラバス

(1) 基礎分野

ア ねらいと構成

イ シラバス

(2) 専門基礎分野

ア ねらいと構成

イ シラバス

(3) 専門分野Ⅰ（基礎看護学）

ア ねらいと構成

イ シラバス

(4) 専門分野Ⅱ

（成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学）

ア ねらいと構成

イ シラバス

(5) 統合分野（在宅看護論・看護の統合と実践・看護研究の基礎）

ア ねらいと構成

イ シラバス

7 実務経験のある教員等による授業科目の配置（資料2）

8 進捗表（資料3）

9 成績評価

教育課程及び単位数については、学則第9条、第10条及び単位修得、成績評価及び卒業規程に定めている。（資料4）

（1）授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は実習の成果により行う。（学則第10条の2）

（2）授業科目の単位修得は、その授業科目の担当教員または担当講師が学科試験、実習成績の評価及び出席状況（授業時間数の3分の2以上の出席）等により行う。

*シラバスで提示した評価方法で評価する。評価方法の詳細は、開講時、授業科目担当教員が学生に説明する。

（3）授業科目の評価は、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、および不可（60点未満）を以て表現し、可以上の者に単位を与える。

（4）一部単位未認定科目があっても、原則として原級留置はなく、次学年に在籍して、未認定科目を優先して履修し、当該学年実施科目も履修することができる。ただし、専門分野Ⅱの臨地実習開始までに、未認定科目がある場合は原則として臨地実習の履修を許可しない。

10 客観的な指標の設定・講評及び成績（資料5）

1年間の履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点数の平均を算出（100点満点で点数化）する。この点数により全科目成績順位を決定し、全体の成績表を策定している。

指標の数値は、～59点、60点～69点、70点～79点、80点～89点、90点～99点、100点とする。

11 卒業の要件

（1）卒業における必要な取得単位は、103単位であり、授業科目を「可」以上の成績で合格することが必要である。

(2) 内容は以下のとおりである。

基礎分野	必修	13単位・360時間
専門基礎分野	必修	21単位・585時間
専門分野Ⅰ	必修	18単位・510時間
専門分野Ⅱ	必修	38単位・1260時間
統合分野	必修	13単位・405時間
合計		103単位・3120時間

(3) 以上の単位を取得すると看護師国家試験受験資格が得られる。

(4) 進度表にある当該学年の授業科目の単位をその年度に取得できなかった場合は、次年度以降に当該学年の授業科目の履修に加えて再履修し、単位を取得する。